

# 東日本大震災復興特別委員会

東日本大震災復興特別調査室

## I 所管事項の動向

### 1 東日本大震災の概要

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、東日本大震災<sup>1</sup>をもたらした、三陸沖を震源地とする「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」が発生した。

地震の規模は、モーメントマグニチュード 9.0 という我が国の観測史上最大であり、世界でも 1900 年以降 4 番目の巨大地震であった。震源域は岩手県沖から茨城県沖までに及び、長さ約 450 km、幅約 200 km の断層が 3 分程度にわたり破壊されたものと考えられている。そのため、広範囲に揺れが観測され、また大津波が発生し（岩手県大船渡市の綾里湾で 40.1m の遡上高を観測）、被害は広域にわたった。

また、東日本大震災は、激しい地震の揺れと巨大な津波に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出、拡散という、複合的かつ広域な未曾有の大災害となった。

	東日本大震災	(参考) 阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14:46	平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0	7.3
地震型	海溝型	内陸型
被災地	農林水産地域中心	都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉) 震度7:宮城県北部、 震度6強:宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、 茨城県北部・南部、栃木県北部南部	1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、石巻市鮎川8.6m以上)	数十cmの津波の報告あり、 被害なし
被害の特徴	大津波により、沿岸部で甚大な被害、多数の地区が壊滅。	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模 火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19,759名(震災関連死を含む) (岩手:5,145名、宮城:10,568名、福島3,931名) 行方不明者 2,553名(岩手:1,110名、宮城:1,215名、福島:224名)	死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害(全壊)	122,006棟(岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,435棟)	104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)	25市町 (大阪、兵庫の2府県)
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150km <sup>2</sup> (平成25年8月(最大))、避難者数47万人(発災当初)	—

令和3年版「防災白書」及び緊急災害対策本部とりまとめ報(令和4年3月8日)を基に作成

(出所) 復興庁資料

<sup>1</sup> 東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、平成 23 年 4 月 1 日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称することとされた。

## 2 復興の基本方針の策定及び復興庁設置法等の一部を改正する法律の成立

平成 23 年 7 月、政府は「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、復興期間を 10 年間とし、復興需要が高まる当初の 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）を「集中復興期間」と位置付け、各種施策を講じてきた。復興の司令塔として、平成 24 年 2 月、内閣に復興庁が設置された。平成 28 年 3 月には、同基本方針を見直し、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、「復興・創生期間」と位置付けられた平成 28 年度以降の 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）では、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、各事項に重点的に取り組んできた。

政府は令和 3 年 3 月末までの復興・創生期間の満了が近づく中、令和元年 12 月、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「令和元年基本方針」という。）を閣議決定し、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み・組織・財源についての方針を示した。令和元年基本方針を踏まえ、政府は、令和 2 年 3 月に「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。本法律案は 6 月 5 日に成立、12 日に公布された。これにより復興庁の設置期間は令和 13 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されることとなった。

### 復興庁設置法等の一部を改正する法律〔令和 2 年 6 月 12 日法律第 46 号〕

背景	
地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、復興・創生期間後（令和 3 年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。	
復興を支える仕組み・組織・財源	
<b>1. 復興庁設置法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日）</li> <li>現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置</li> <li>復興局の位置等の政令への委任 等</li> <li>※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、福島復興局は引き続き福島市に設置</li> </ul>	<b>3. 福島復興再生特別措置法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加）</li> <li>営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等）</li> <li>福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等）</li> <li>風評被害への対応（課税の特例を規定等）</li> <li>福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合） 等</li> </ul>
<b>2. 東日本大震災復興特別区域法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める）</li> <li>復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める）</li> <li>復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定） 等</li> </ul>	<b>4. 復興財源確保法・特別会計法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興債の発行期間の延長</li> <li>株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等</li> <li>※ 東日本大震災復興特別会計は継続</li> </ul>

※施行日：令和 3 年 4 月 1 日（3. 及び 4. の一部は、公布日施行）

（出所）復興庁資料

その後、法改正を踏まえ、令和 2 年 7 月、政府は「令和 3 年度以降の復興の取組について」を決定し、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を新たな復興期間として「第 2 期復興・創生期間」と位置付けた。事業規模については、これまでの 10 年間で 31.3 兆円程度、第 2 期復興・創生期間で 1.6 兆円程度が見込まれるとし、これらを合わせて平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間で合計 32.9 兆円程度と見込まれるとした。一方、財源については、実績を踏まえると 32.9 兆円程度となり、事業規模と見合うとされた。

## 令和3年度以降の復興の取組について(全体像)

〔令和2年7月17日  
復興推進会議決定〕

○ 復興・創生期間後の基本方針及び復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた検討課題、事業規模と財源を定める。

### 復興期間

令和3年度から7年度までの新たな復興期間5年間については、「第1期 復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるため、「第2期 復興・創生期間」と位置付ける。

### 今後の取組

#### 1. 地震・津波被災地域

(検討課題)

- (1) 岩手復興局及び宮城復興局の位置
  - ・課題が集中する沿岸部への移設
- (2) 復興特別区域法の対象地域の重点化
- (3) 地方創生との連携強化

#### 2. 原子力災害被災地域

(検討課題)

- (1) 移住等の促進
- (2) 国際教育研究拠点
  - ・有識者会議最終とりまとめ(6/8)
  - ・年内を目途に政府の成案を得る
- (3) 営農再開の加速化、税制措置等

### 事業規模と財源

- 事業規模：(平成23～令和2年度)31.3兆円程度 + (令和3～7年度)1.6兆円程度 = 32.9兆円程度
- 財源：(平成23～令和2年度)32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32.9兆円程度

(出所) 復興庁資料

### 3 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の策定

第1期復興・創生期間の満了を迎える令和3年3月、政府は令和元年基本方針の見直しを行い、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「新基本方針」という。)を閣議決定した。

地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとしている。地震・津波被災地域における新基本方針の主な改定内容は次のとおりである。

#### 改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

##### 地震・津波被災地域

#### ○ 被災者支援

(心のケア、コミュニティ形成、子どもへの支援等)

被災者が直面する課題は様々であり、社会情勢も変化  
する中、引き続き、事業の進捗に応じた支援を継続。

#### ○ 住まいとまちの復興

- 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業  
復興交付金廃止に伴い、別の補助事業により支援。  
補助率嵩上げと特別家賃低減事業を災害公営住宅  
の管理開始後10年間継続。
- 沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用  
造成宅地や移転元地等の活用について、計画から  
活用まで、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。  
これにより、政府全体の施策の総合的な活用を図り、  
被災地方公共団体の取組を後押し。

#### ○ 産業・生業の再生

- 東日本大震災事業者再生支援機構等による支援  
販路開拓等の課題解決に向けたサービス提供を強化し、  
第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業  
者の再生を支援。  
※原子力災害による被害を受けた事業者についても支援

#### ➢ 水産業の支援

被災地の中核産業である水産業について、漁場の  
がれき撤去等による水揚げ回復、水産加工業における  
販路回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援。

#### ○ 地方創生との連携強化

人口減少等の中長期的な課題に対応するため、地方  
創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要。  
復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化。  
※避難指示解除地域の復興・再生に向けても連携

(出所) 復興庁資料

また、原子力災害被災地域では、福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組むこととし、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うとしている。原子力災害被災地域における新基本方針の主な改定内容は次のとおりである。

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】	
<p><b>原子力災害被災地域</b></p> <p>○ <b>事故収束(廃炉・汚染水対策)</b> ALPS処理水について、先送りできない課題であり、<u>政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論。</u></p> <p>○ <b>帰還・移住等の促進、生活再建等</b></p> <p>➢ <b>避難指示解除地域における移住等の促進</b> 帰還促進と併せ、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等のため、交付金により地方公共団体や移住・起業する個人を支援。</p> <p>➢ <b>避難指示解除等区域の復興に資するインフラ整備</b> <u>社会資本整備総合交付金(復興枠)による総合的・一体的な社会資本整備の支援を継続。</u></p> <p>➢ <b>帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組</b> 特定復興再生拠点区域について、目標期間内の避難指示解除に向け、進捗管理を行いつつ、引き続き整備。 同拠点区域外について、各地方公共団体の課題・要望等を丁寧に伺いながら方針の検討を加速化。</p>	<p>○ <b>国際教育研究拠点の整備</b> 福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成、<u>産業競争力強化や世界にも共通する課題解決に貢献する観点から、「創造的復興の中核拠点」として新設。</u> 復興推進会議決定に基づき推進。</p> <p>○ <b>営農再開の加速化</b> 福島特措法による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援。</p> <p>○ <b>風評払拭・リスクコミュニケーションの推進</b> 被災地全体の農林水産や観光等における風評払拭に向け、引き続き国内外への情報発信を推進。 <u>食品等に関する出荷規制等について、知見やデータの蓄積を踏まえ、科学的・合理的な見地から検証。</u> <u>検証結果等について、分かりやすく情報発信。</u> ※ 福島県のみならず規制の残る地域全体を対象</p>
<p><b>事業規模と財源</b></p> <p>平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源は、<u>32.9兆円程度。</u></p>	<p><b>組織</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興庁の設置期間は令和13年3月31日まで延長。</li> <li>・岩手・宮城の復興局の位置を釜石市・石巻市に変更。</li> <li>・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有。</li> </ul>

(出所) 復興庁資料

なお、今回の新基本方針では、原子力災害被災地域については、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、事業規模と財源についても必要に応じて見直しを行うことや、被災地全体の復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、新基本方針自体について3年後(令和6年)を目途に必要な見直しを行うことにも言及している。

#### 4 復旧・復興の現状

地震・津波被災地域では、住まいの再建やインフラ整備が進み、復興は総仕上げの段階を迎えた。また、福島における原子力災害被災地域でも、帰還困難区域を除く全ての地域に加え、一部の特定復興再生拠点区域<sup>2</sup>で避難指示解除が行われるなど、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

その一方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題が明らかになっており、政府は今後も残された課題に取り組むとしている。

<sup>2</sup> 5(1)イ(ア)参照

### (1) 被災者支援

発災から11年10か月という時間の経過により、被災者や被災地の置かれた状況が多様化する中、今後も引き続き、きめ細かい対応をしていく必要がある。そのため、政府は避難生活の長期化に伴う見守り、心身のケア、住宅や生活の再建に向けた相談支援、生きがいづくりへの支援、災害公営住宅等でのコミュニティ形成など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行っている。

### (2) 住宅再建・復興まちづくり

住宅再建については、令和2年12月末時点で災害公営住宅（調整中及び帰還者向けを除く。）や住宅用宅地の整備が完了した。

また、交通・物流網の整備も進み、復興道路・復興支援道路については、令和3年12月に約570kmが全線開通した。鉄道についても、令和2年3月にJR常磐線が全線開通したことにより、被災した鉄道は全て復旧した<sup>3</sup>。

一方で、土地区画整理事業により生じた空き区画や防災集団移転促進事業の移転元地等の活用に課題があり、政府は被災自治体の取組を支援している。

### (3) 産業・生業

被災3県の製造品出荷額等はおおむね震災前の水準まで回復しているが、地域・業種間で回復状況に差がある。農林水産業については、津波被災農地、漁港施設等のインフラなどの復旧はおおむね完了する一方で、中核産業である水産加工業の売上げは回復が遅れており、政府は販路の回復、開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援している。

		震災前又は最大値	現 状
被災者	避難者数	47万人 (発災当初)	3.1万人 【令和4年11月】
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年4月（最大）】	0.1万人 【令和4年11月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 (青森、岩手、宮城、福島)	570km (計画)	570km (100%) 【令和3年12月】
	災害公営住宅 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野) ※調整中及び帰還者向けを除く	29,654戸 (計画戸数)	29,654戸 (100%) 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 (岩手、宮城、福島)	18,226戸 (計画戸数)	18,226戸 (100%) 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 (岩手、宮城、福島)	10兆7,637億円 【平成22年】	12兆2,487億円 【令和元年】
	営農再開可能な農地面積 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)	19,660ha (津波被災農地面積)	18,630ha (95%) 【令和4年1月】

復興庁資料を基に当室作成

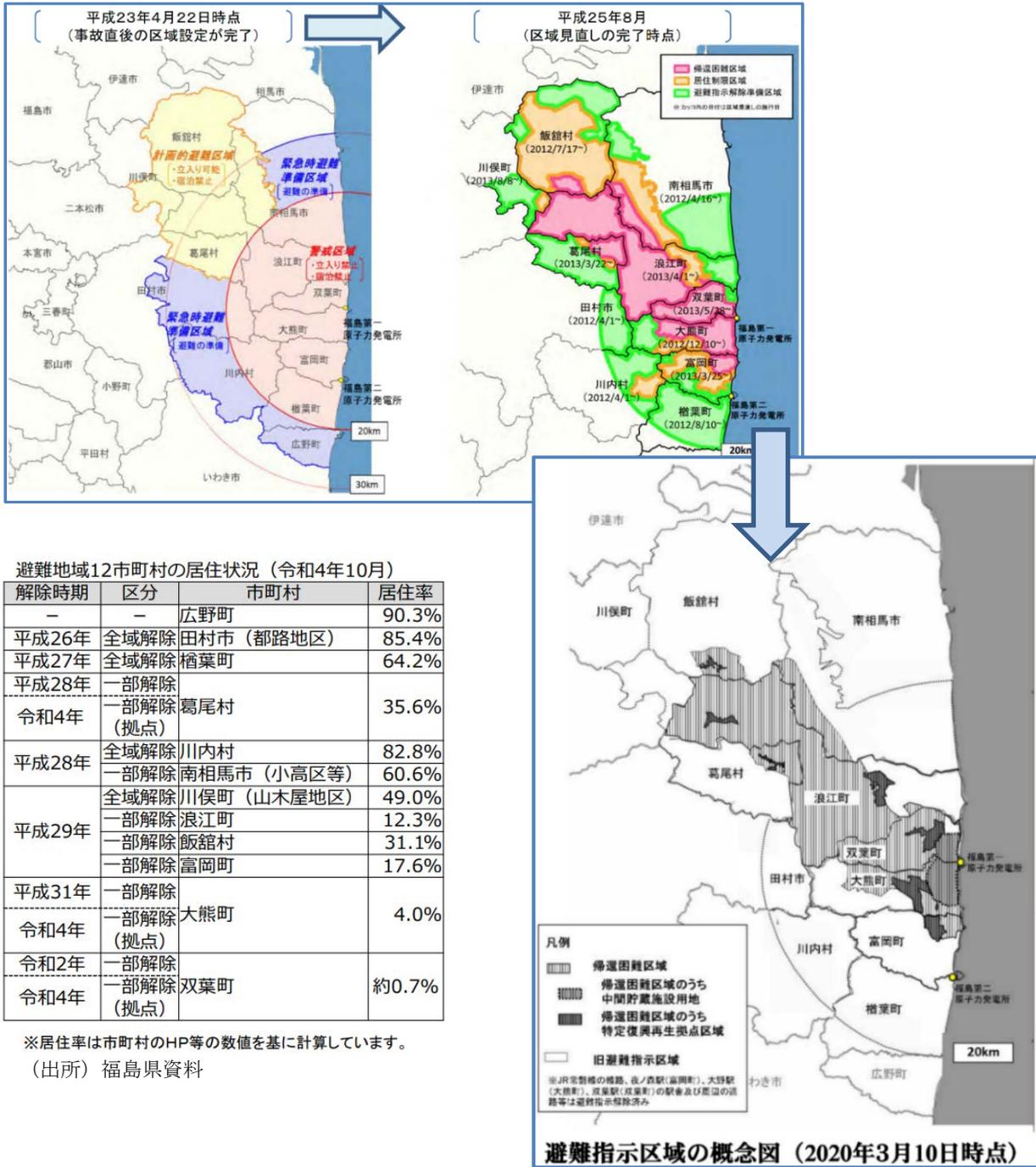
<sup>3</sup> BRT (Bus Rapid Transit バス高速輸送システム) による復旧を含む。

## 5 福島の復興・再生

### (1) 福島第一原発事故に伴う避難指示区域の状況

#### ア 避難指示の解除状況

福島第一原発事故を受け、設定された「警戒区域」及び「計画的避難区域」は、平成24年4月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、放射線量の水準に応じ、平成25年8月までに「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に再編が完了した<sup>4</sup>。



<sup>4</sup> 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超える地域を「帰還困難区域」、20mSvを超えるおそれがあると確認された地域を「居住制限区域」、20mSv以下となることが確実であると確認された地域を「避難指示解除準備区域」とした。

再編された避難指示区域では、避難指示解除が進められ、令和2年3月、全町避難が続く双葉町の避難指示解除準備区域の避難指示が解除されたことにより、帰還困難区域を除き全ての避難指示が解除された。

## イ 帰還困難区域の復興・再生

### (7) 特定復興再生拠点区域の復興・再生

政府は、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている<sup>5</sup>。こうした方針等を踏まえ、平成29年5月、「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）を改正し、帰還困難区域内に、5年を目途に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（以下「拠点区域」という。）を整備する制度を創設した。

本改正に基づき、帰還困難区域を有する6町村で拠点区域が設定され、避難指示解除に向け、インフラ復旧や除染・家屋解体等が一体的に進められている。

JR常磐線の全線開通にあわせ、令和2年3月に双葉町の一部（双葉駅周辺）、大熊町の一部（大野駅周辺）、富岡町の一部（夜ノ森駅周辺）で拠点区域の先行解除が行われた。令和4年6月には、葛尾村、大熊町の拠点区域の避難指示が解除され、拠点区域での居住が可能となった。8月には全町避難が続いていた双葉町の拠点区域の避難指示が解除され、居住人口ゼロの自治体は無くなった。また、富岡町、浪江町、飯館村の拠点区域についても、令和5年春頃の避難指示解除を目指すとしている。

### (1) 特定復興再生拠点区域外の復興・再生

一方、新基本方針では、「特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（以下「拠点区域外」という。）については、避難指示解除の具体的な方針を示せていない状況にあり、早急の方針を示す必要がある。個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、避難指示解除に向けた方針の検討を加速化させ、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。」とされ、拠点区域外の方針が待たれていた。

令和3年8月、政府は「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定し、拠点区域外について、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進める方針を示した。

令和4年8月から9月にかけて、内閣府と大熊町及び双葉町が共同で、両町の拠点区域外に住んでいた計1,007世帯を対象に帰還意向調査を実施したところ、計538世帯（53.4%）から回答があり、「帰還希望あり」が226世帯、「帰還希望なし」が164世帯、「保留」が148世帯だった。

政府は令和6年度から始まる拠点区域外の本格除染に向けて、両町の一部の地域で先行的に除染に着手するため、令和5年度予算に60億円を計上した。

<sup>5</sup> 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成28年8月31日 原子力災害対策本部・復興推進会議）

## 特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方

### (1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

**2020年代**をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。**

- 【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。
- 【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。
- 【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。
- 【予算・財源】 除染・解体は国の負担。復興特会及びエネルギー特会により確保。
- 【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。  
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。
- 【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

### (2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。**

(出所) 復興庁資料

## (2) 放射性物質による環境汚染への対処

### ア 除染

福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質を取り除くために行われた除染は、帰還困難区域を除き、平成30年3月までに8県100市町村の全てで完了した。

また、平成29年12月から帰還困難区域の特定復興再生拠点区域において除染が開始された。工事全体の進捗は9割を超え、おおむね実施済みとなっている(令和4年8月時点)。

### イ 中間貯蔵施設の整備

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む大量の土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備が、福島第一原発を取り囲む形で大熊町と双葉町で行われている。

中間貯蔵施設の施設整備に必要な用地取得も進められており、施設用地の全体面積約1,600haのうち、令和4年11月末までに地権者と契約済みの面積は約8割となっている。

環境省は、帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等について、令和3年度末までにおおむね中間貯蔵施設への搬入を完了するとの目標をおおむね達成した。

中間貯蔵施設で保管された除去土壌等は、法律上、中間貯蔵開始後30年以内(2045年3月)に福島県外で最終処分することとされている。政府は、県外での最終処分の実現に向けて、除去土壌等の減容技術の開発と活用等により、できる限り再生利用可能な量を増やして、最終処分量を減らすための取組を進めている。

### (3) 風評被害対策

今なお、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないため、福島県のみならず被災地全体の農林水産業や観光業を中心に風評被害の影響が残っている。

政府は平成 29 年 12 月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、風評払拭に向け取り組んできた。

諸外国・地域の食料品輸入規制については、撤廃や緩和が進みつつあるが、いまだに 12 か国・地域が輸入規制を実施しており、そのうち 5 か国・地域で、特定地域産品の一部の品目に対して、輸入停止を含む措置が継続されている（令和 4 年 7 月現在）。

引き続き、政府は一体となり、風評払拭に向け、科学的根拠に基づく正確な情報発信等に取り組むとしている。

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況<sup>※1</sup>

2022年7月26日現在

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名		
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	43	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ <sup>※2</sup> 、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE） <sup>※2</sup> 、イスラエル、シンガポール、米国、英国 <sup>※3</sup> 、インドネシア	
	輸入規制を継続して措置	一部の都県等を対象に輸入停止	5	香港、中国、台湾、韓国、マカオ
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	7	EU、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア

◇最近の規制措置撤廃の例

◇最近の輸入規制緩和の例

撤廃年月	国・地域名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2020年 1月	フィリピン	2021年 1月	香港	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、良肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 → 廃止
9月	モロッコ	3月	仏領ポリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用のエサ(fishing bait)として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書 → 不要に
11月	エジプト	10月	EU <sup>※4</sup>	検査証明書及び産地証明書の対象品目が縮小（栽培されたたきのご類等を検査証明及び産地証明書対象から除外等）
12月	レバノン	2022年 2月	台湾	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の輸入停止 → 一部品目を除き産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除、一部都県の放射性物質検査報告書の対象品目が縮小
#	UAE			
2021年 1月	イスラエル			
5月	シンガポール			
9月	米国			
2022年 6月	英国 <sup>※3</sup>			
7月	インドネシア			

（出所）農林水産省資料

### (4) 福島第一原発の廃炉・汚染水対策

#### ア 福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの改訂

福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策は、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ<sup>6</sup>」（令和元年 12 月 27 日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定。以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき行われており、中長期ロードマップには廃炉に向けた中長期の取組を実施していく上での基本方針と主要な目標工程等が定められている。令和元年 12 月の 5 回目の改訂では、周辺地域で住民帰還と復興が徐々に進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則として打ち出し、リスクの

<sup>6</sup> 本ロードマップは「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成 23 年 12 月 21 日 原子力災害対策本部政府・東京電力中長期対策会議決定）を継続的に見直しているものである。

早期低減、安全確保を最優先に進めるとし、廃止措置終了までの期間「30～40年後」は堅持するとした。燃料デブリの取り出し開始時期は、令和3年以内に2号機から着手することとし<sup>7</sup>、使用済燃料プールからの燃料取り出しは、1号機で4～5年、2号機で1～3年後ろ倒しし、令和13年内までに1～6号機全てで取り出し完了を目指すこととした。汚染水対策としては、1日当たりの汚染水発生量について、令和2年以内に150 m<sup>3</sup>まで低減させる現行目標を堅持し、加えて、令和7年以内に100 m<sup>3</sup>まで低減させる新たな目標を設定した。

### 目標工程（マイルストーン）



#### 主な目標工程

		現行	改訂案
汚染水対策	汚染水発生量を150 m <sup>3</sup> /日程度に抑制	2020年内	2020年内
	<b>汚染水発生量を100 m<sup>3</sup>/日以下に抑制</b>	-	<b>2025年内 新設</b>
滞留水処理	建屋内滞留水処理完了※	2020年内	2020年内(※)
	<b>原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減</b>	-	<b>2022年度～2024年度 新設</b>
燃料取り出し	<b>1～6号機燃料取り出しの完了</b>	-	<b>2031年内 新設</b>
	<b>1号機大型カバーの設置完了</b>	-	<b>2023年度頃 新設</b>
	1号機燃料取り出しの開始	2023年度目処	<b>2027年度～2028年度 見直し</b>
	2号機燃料取り出しの開始	2023年度目処	<b>2024年度～2026年度 見直し</b>
		安全確保・飛散防止対策のため工法変更	
燃料デブリ取り出し	初号機の燃料デブリ取り出しの開始 (2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大)	2021年内	2021年内
廃棄物対策	処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見直し <b>ガレキ等の屋外一時保管解消</b>	2021年度頃	2021年度頃 <b>2028年度内 新設</b>

※1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却建屋を除く。  
(出所) 経済産業省資料

### イ 福島第一原発のALPS処理水の処分方法の決定

福島第一原発で発生する汚染水は、多核種除去設備（ALPS）等により浄化処理を行った後、当該設備では取り除くことができないトリチウムを含んだ処理水となり、原発敷地内のタンクに貯蔵され続けている。しかし、令和5年秋頃にはタンクが満杯になる見込みであり、タンク建設に適した用地が限界を迎えつつある。

タンクに保管している水の取扱いについて、政府は有識者による会議を設置し、風評影響など社会的観点を含めた総合的な議論を6年以上積み重ね、令和3年4月、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、海洋放出するとした基本方針<sup>8</sup>を決定し、放出開始はその2年後程度を目途とした。東京電力において、政府が基本方針で求

<sup>7</sup> その後、燃料デブリの取り出し開始時期は、新型コロナウイルス感染症の影響や取り出しに使うロボットアームの改良の必要等により遅れが生じており、令和5年度後半を目指すとしている。

<sup>8</sup> 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議 令和3年4月13日）

めた内容を具体化するための計画の検討が進められ、ALPS処理水に含まれる放射性物質トリチウムの濃度を国の排出基準の40分の1未満まで海水で希釈し、新設する海底トンネルで沖合約1kmに放出することとした。

令和4年7月、原子力規制委員会は、東京電力から申請された海洋放出に必要な設備の設置等に係る実施計画について、安全性に問題はないとして、これを認可した。東京電力は、8月に福島県、双葉町、大熊町の工事の事前了解を得て、ALPS処理水放出に向けた本格的な設備工事に着手した。

一方で、特に被災地の住民や漁業関係者等からは、ALPS処理水の処分による新たな風評影響について、依然として懸念の声があり、政府は安全性に対する科学的根拠を明確化し、国内外に対して情報発信する等、風評対策をより一層強化していくとしている。

政府は、ALPS処理水の海洋放出により影響を受ける漁業者支援のため、令和3年度補正予算で風評被害対策として300億円の基金を設けたほか、令和4年度第2次補正予算で漁船の燃油使用料を削減する取組等を支援し、全国の漁業者が将来まで安心して漁業を継続できるようにするため、500億円の基金を創設した。

令和5年1月13日、政府は、具体的な海洋放出の時期については放出設備工事の完了、工事後の原子力規制委員会による使用前検査等を経て、本年春から夏頃を見込むとし、理解醸成活動に一層注力するとした。

#### (5) 福島国際研究教育機構の設立

令和4年5月20日、第208回国会において、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が成立し、5月27日に公布された。本法の成立により、避難指示が出ていた地域に福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）が令和5年4月に設立されることとなった。機構の理事長には、前金沢大学学長の山崎光悦氏が就任する予定となっている。

機構は、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すとし、ロボットや放射線科学などの5分野で重点的に研究開発を進め、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成にも取り組むこととしている。

令和4年8月、機構の研究開発等に関する基本的な計画である「新産業創出等研究開発基本計画」が策定された。政府はこの基本計画により、研究者や起業家が福島の地に集い、イノベーションの創出が自律的に加速する好循環を形成し、実証・実装の成果を各地に展開することで国全体の成長につなげたいとしている。

また、機構の立地場所について、政府は福島県からの提案を受け、令和4年9月16日にJR浪江駅西側の浪江町川添地区にすることを決定した。同日、復興庁から機構の略称を「FREI（エフレイ）」とすることも公表された。令和5年度までに施設基本計画を取りまとめ、令和12年度までに順次、供用開始を目指すとしている。

令和4年12月、政府の復興推進会議において、機構の令和5年度から11年度までの中期計画期間の事業規模として1,000億円程度を想定する<sup>9</sup>とともに、機構の長期・安定的な

<sup>9</sup> 政府は令和5年度予算に機構関連事業として146億円を計上している。

運営に必要な施策の調整を進めるため、復興推進会議の下に「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」を設置することを決定した。

### 福島国際研究教育機構の概要

福島国際研究教育機構（以下「機構」）は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。



(出所) 復興庁資料

## II 第211回国会提出予定法律案の概要

### 1 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(予算関連)

福島の復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定帰還居住区域復興再生計画(仮称)の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業等の代行及び国の負担による土壌等の除染等の措置等について定める。

内容についての問合せ先  
東日本大震災復興特別調査室 吉岡首席調査員(内線68770)